

## 第2回旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事要旨 (書面開催)

出席者	<p><b>【選定委員会委員】</b></p> <p>委員長：相澤 一喜 (旭区医師会代表)</p> <p>委員：豊田 宗裕 (聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科教授)</p> <p>中野 文雄 (旭区老人クラブ連合会会長)</p> <p>中村 広子 (旭区地域子育て支援拠点運営法人代表)</p> <p>仁科 美奈江 (めばえ会親の会代表)</p> <p>馬場 正男 (税理士)</p> <p>真鍋 貴子 (旭区社会福祉協議会ボランティア分科会会長)</p> <p>峰松 雅子 (旭区民生委員児童委員協議会会長)</p>
欠席者	なし
開催形態	<p>・書面開催にて実施。</p> <p>・書面審査において審査資料として使用する応募団体から提出されたプレゼンテーション資料及び書面における質疑応答・意見の内容について期日を定めて閲覧に供する。 ※ 閲覧者 1名</p>
議事	<p><b>地域ケアプラザの指定管理者の選定について</b></p> <p>1 横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者公募要項【共通資料】の変更について次のとおり決定。</p> <p>&lt;公募要項の変更箇所&gt;</p> <p>ア 横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者公募要項【共通資料】</p> <p>P.16 6 公募及び選定に関する事項 (1) 公募スケジュール</p> <p><b>【変更前】</b></p> <p>8 審査及び選定(面接審査実施) 令和2年5月上～中旬(予定)</p> <p><b>【変更後】</b></p> <p>8 審査及び選定(書面審査実施) 令和2年5月上旬～6月上旬(予定)</p> <p>イ 横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者公募要項【共通資料】</p> <p>P.18 6 公募及び選定に関する事項 (3) 審査及び選定の手続きについて</p> <p><b>【変更前】</b></p> <p>ア 審査方法</p> <p>選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市旭区長が指定候補者及び次点候補者を選定します。</p> <p>審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていたき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3人までの出席をお願いします。面接審査に係る詳細は、応募団体に後日お知らせいたします。</p> <p><b>【変更後】</b></p> <p>ア 審査方法</p>

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市旭区長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び応募者から提出されたプレゼンテーション資料の書面審査等に基づき、評価基準項目に従い総合的に実施します。また、書面審査にあたっては提出書類及びプレゼンテーション資料を確認したうえで、それに対する質疑を書面にて行います。書面審査に係る詳細は、応募団体に後日お知らせいたします。

#### ウ 横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者公募要項【共通資料】

##### P.28 6 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について

###### 【変更前】

###### ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体、中小企業等協同組合にあたっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会及び応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします。）

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

###### 【変更後】※ (ウ) 選定委員会の面接審査への出席 の削除。

###### ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体、中小企業等協同組合にあたっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会及び応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします。）

## 2 書面審査に係る今後の進め方について

別紙のとおり決定。

## 3 応募団体審査、指定候補者及び次点候補者の選定

### (1) 書面審査及び主な意見・質疑応答

#### ア 横浜市上白根地域ケアプラザ

応募団体：社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

[書面審査]

提出書類及びプレゼンテーション資料を確認した。

[主な意見・質疑応答]

【意見】：

・事業計画書記載の利用者アンケートの集計結果、改善宣言を記載した表を確認するのが大変だった。

**【質問】：**

・社会福祉協議会が運営する地域ケアプラザとして、区社協や市社協などとの連携で力を入れていることはあるか。

⇒ 市社協・区社協と連携して行う「地域支援」に力を入れている。

市社協は区社協や地域ケアプラザと連携することを意識した事業計画や支援計画を策定・推進している。

具体的には区社協と地域ケアプラザが各地域の状況に応じた地域支援計画書を共通で作成して地域支援の取組を進め、各地域の取組を事例発表することで、各地で展開していくように連携している。

また、各事業を通じた連携・協働の具体例としては、担当者会議等での共有から近隣高校と協力して、生徒が授業や部活動の一環として地域活動に関わり、地元の活動を知るきっかけ作りを実施した事例や、区社協移動情報センターと障害児の通学支援のニーズに対して、付き添いができる個別ボランティアをコーディネートして個別ニーズの解決を行うと同時に、自治会町内会等の地域の方々と解決方法を考える機会を作り、地域支援に取り組んでいる。

イ 横浜市左近山地域ケアプラザ

応募団体：社会福祉法人幸済会

[書面審査]

提出書類及びプレゼンテーション資料を確認した。

[主な意見・質疑応答]

**【意見】：**

・地域住民とのネットワークがとれ、顔の見える関係づくりが出来ていて良いと思った。

・活動内容が読みやすかった。

・社会貢献活動がすごいと感じた。

**【質問】：**

・高齢化の進展は全区的な問題であるが、地域との連携や生活支援を考える中で、地域ケアプラザとしては今後どのような事業展開を考えているか。特に、次の2点について考えを聞かせてほしい。

①担当地域における関係団体との連携

②地域で活動するボランティア団体の掘り起こしや育成

⇒ ①担当地域における関係団体との連携

地域に住む人が最期まで自宅で自分らしく過ごしていくためには、今後住民主体の見守り体制を確立していくことが必要。地域ケア会議などで地域ケアプラザと地域住民・関係団体等がお互いに顔を合わせて話ができる場を定期的に設ける。また、自治会・町内会役員の高齢化や担い手不足、住民同士の関係性の希薄化など地域特有の課題と向き合いながら、何が出来るのかを住民の目線に立って、共に考える。見守り体制の確立に向けた課題や問題など様々な

情報を地域住民と共有し、体制の確立を目指していく。

⇒ ②地域で活動するボランティア団体の掘り起こしや育成

新たな活動者を発掘し活動に繋げることを目的とし、これから地域での生活を主としていく世代を対象に地域活動向けの自主事業を行っていく。また、事業においては、地域での活動・支援の必要性やボランティアに対する意識づけに重点を置いたプログラムを行っていく。

担当両地区には生活支援と移動支援のボランティア団体がすでに地域住民向けの活動を始めている。地域の自治会や地区社協、民生委員、地域住民等が活動の必要性を感じ、ボランティアを組織化して区社協や行政、地域ケアプラザを含めた団体で協議しながら活動を進めており、その活動の後方支援を地域ケアプラザが担っている。

今後、各団体の活動の変化に伴って生じる新たな課題に対し、個々のレベルアップも必要。地域団体向け、ボランティア向けなど様々な規模や内容で、勉強会や講座、また先行的に取り組んでいる団体との交流や視察を通じて活動のヒントを探る場合もある。そのような学びや研鑽の機会を、団体と共に作り上げていき、適宜継続的な地域支援を行っていく。

ウ 横浜市川井地域ケアプラザ

応募団体：社会福祉法人秀峰会

[書面審査]

提出書類及びプレゼンテーション資料を確認した。

[主な意見・質疑応答]

【意見】：

- ・調理、カフェ等において、認知症の方も一緒になって活動することは、とても良いと感じた。
- ・それぞれの地域の民生委員との関わりが良いと感じた。

【質問】：

・防災訓練やマニュアルなどの整備によく取り組んでいると感じたが、昨年の数度にわたる台風襲来時においては、具体的な災害対応事業にはどのように対応したか。また、法人として地域に向けて取り組んでいることはあるか。

⇒ 昨年の数度にわたる台風襲来時においては、行政との連携により、貸室の中止やデイサービス利用の人数削減等にて運営を行った。また、台風 19 号襲来の際は全館閉館対応した。

地域に向けた取組としては、横浜市市営住宅との合同消防訓練の実施、災害時、水害時合同訓練計画策定を行っている。法人としては、地震防災対策について策定した方針に従い行動している。また、法人

内地域ケアプラザでは福祉避難所訓練を地域、行政、地域ケアプラザと連携し実動で行っている。今後も防災対策に努めていきたい。

・貸館稼働率において、調理室とボランティアルームが他と比べて低いのはなぜか。また、夜間の貸館利用を促すためには、具体的にどのような取組を考えているか。

⇒ 調理室・ボランティアルームの貸館稼働率については、川井地区は体操・運動・ウォーキングに対して関心が高く、会議や製作・調理に関心が高い事が特徴。また、ボランティアルームは他の貸室に比べて日差しが少なく、他の貸室の予約が取れなかった団体がボランティアルームを利用する傾向にある。調理室に関しては、食に関する事業を子ども・障害児・者・高齢者向けに段階的に企画・実施も試みたが、集客がなく結局ボランティア団体の利用に留まっているのが現状となっている。

川井地域ケアプラザの担当地区は、農家も多い地域のため、朝の活動が早く夜は出歩く方が少ない地域。また、交通の便が悪く、道路が暗いなどの問題点があり、夜間の貸館は難しい状況。しかし、日中働いている中高年層の方を対象に「ナイトヨガ」、「顔ヨガ」などを開催している。また、夜間でも部屋の利用ができることを広報誌に掲載したり、地域の会議、地域のイベントへ出向いて説明するなど、周知に努めている。

#### エ 横浜市若葉台地域ケアプラザ

応募団体：社会福祉法人創生会

[書面審査]

提出書類及びプレゼンテーション資料を確認した。

[主な意見・質疑応答]

【意見】：

・提出書類が分かりやすかった。

【質問】：

・若葉台団地は、これまでも集合住宅地域における住民の街づくり活動に積極的に取り組まれてきた地域だが、今後ますますの高齢化と、それに伴う地域での複合課題に対し、地域ケアプラザとしてはどのようなスタンスで事業を進めていこうと考えているか。特に、次の2点について考えを聞かせてほしい。

①地区社協をはじめとする多くの団体との連携の取り方、地域ケアプラザの役割

②「未来づくり協議会」における地域ケアプラザの役割

⇒ 若葉台地域の連合自治会をはじめとする様々な活動団体、地域住民のほか、地域内にある事業所と顔の見える関係性の構築に努めている。そして、複合的な課題に、相談窓口としての専門職による支援と、

地域の課題について地域全体で考えその課題解決に向けて取り組めるように事業を実施していきたいと考えている。

そのうえで、

⇒ ①地区社協をはじめとする多くの団体との連携の取り方、地域ケアプラザの役割

地区社協をはじめとする多くの団体との連携の取り方、地域ケアプラザの役割について、若葉台地区社会福祉協議会は、連合自治会の協力のもと地域福祉保健計画策定及び推進の中心的な役割を担っている。若葉台地域ケアプラザは、区役所や区社協と共に支援チームとして地域福祉保健部会に出席し活動を支援している。また、その他の地域団体についても活動や会議などに積極的に参加し、日頃から関係を築いている。地域ケアプラザが持つ情報の提供や直接的な活動支援のみならず、横浜市や旭区、区社協など専門機関とのパイプ役となり当該地域の地域福祉保健活動がより充実するように支援することを役割と考えている。

⇒ ②「未来づくり協議会」における地域ケアプラザの役割

「未来づくり協議会」は若葉台地域の活動団体の代表と県公社、まちづくりセンターが参加する、地域の活動の情報整理の会議と位置づけられていることから、地域ケアプラザはオブザーバーとして参加し、地域の情報を共有する機会としている。また、必要に応じて福祉保健に関する情報の提供や提案を行うとともに、参加者から高齢者の介護施設としての意見を求められることもある。今後も、地域ケアプラザの有する機能を活かし、より有意義な会議となるように努めていきたい。

オ 横浜市鶴ヶ峰地域ケアプラザ

応募団体：社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

[書面審査]

提出書類及びプレゼンテーション資料を確認した。

[主な意見・質疑応答]

特になし。

カ 横浜市今宿地域ケアプラザ

応募団体：社会福祉法人漆原清和会

[書面審査]

提出書類及びプレゼンテーション資料を確認した。

[主な意見・質疑応答]

**【意見】：**

・自主企画事業がニーズに合わせた事業となっており、特に移動スーパーは魅力である。

キ 横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ

応募法人：社会福祉法人アドベンチスト福祉会

[書面審査]

提出書類及びプレゼンテーション資料を確認した。

[主な意見・質疑応答]

【意見】：

・高齢化率の高いエリアにおいて日頃見守り活動をする民生委員が欠員となっていることは心が痛む。

【質問】：

・古くからの公営住宅含む対象地域を持ち、高齢化も進む中で、複雑な生活問題も多いと思われる。特に市営住宅エリアにおける支援活動への取組について、様々な取組や事業を進めていると思うが、次の2点について考えを聞かせてほしい。

①地域ケアプラザとして、近隣の団体との調整で力を入れているのはどのようなことか。また今後に向けて、取り組みを進めたいと思っていることはあるか。

②支援者を増やしたり取り込んだりするために、力を注いでいることはあるか。

⇒ ①近隣の団体との調整で力を入れていることについて

地域住民の個別支援（高齢者）を行ううえで民生委員との連携は非常に重要だが、ひかりが丘地域ケアプラザが担当する地域における民生委員は現在5名（欠員12名）となっている。そのため、民生委員のサポートを目的とした「民生委員懇談会」を自主事業として月1回実施し、情報共有や行政等関係者による勉強会の開催等を通して民生委員との連携を深め、支援が必要な方に関する情報提供が当ケアプラザ等に対して円滑になされるという成果を挙げている。

また、地区社協の「ひかりサポート」は地域全体に柔軟な支援（介護保険外）を行っているが、支援者の高齢化等を理由として活動が縮小傾向となっている。活動継続のために支援者の発掘に努め、昨年は1名を支援者として活動につなげることができた。

今後に向けては、民生委員等の支援者でも、精神保健福祉的課題を抱える方への日常的な対応について苦慮されていることが多い現状があるため、精神科医派遣事業に加え、さらなる関係機関との連携（往診可能な精神科クリニック及び精神科訪問看護ステーション等）を深めていきたいと考えている。

⇒ ②支援者を増やしたり取り込んだりするために力を注いでいる

ことについて

従来からの取組（よこはまシニアボランティアポイント登録研修会の実施等）に加え、担当地域内の高校における地域支援（ボランティア）活動の単位認定制度を活用して、支援者獲得に力を注いでいる。

(2) 審査結果

地域ケアプラザ名	応募団体名	総得点
横浜市上白根地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	1,738 点
横浜市左近山地域ケアプラザ	社会福祉法人幸済会	1,740 点
横浜市川井地域ケアプラザ	社会福祉法人秀峰会	1,785 点
横浜市若葉台地域ケアプラザ	社会福祉法人創生会	1,773 点
横浜市鶴ヶ峰地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	1,842 点
横浜市今宿地域ケアプラザ	社会福祉法人漆原清和会	1,829 点
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ	社会福祉法人アドベンチスト福祉会	1,731 点

※ 満 点

- ・今宿地域ケアプラザ（合築施設）2,480 点（委員一人あたり 310 点×8 名）
- ・それ以外の施設 2,400 点（委員一人あたり 300 点×8 名）

※ 最低制限基準

- ・今宿地域ケアプラザ（合築施設）1,488 点（満点の 60%）
- ・それ以外の施設 1,440 点（満点の 60%）

以上より、次のとおり指定管理者の候補者を選定する。

ア 横浜市上白根地域ケアプラザ

指定候補者：社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

イ 横浜市左近山地域ケアプラザ

指定候補者：社会福祉法人幸済会

ウ 横浜市川井地域ケアプラザ

指定候補者：社会福祉法人秀峰会

エ 横浜市若葉台地域ケアプラザ

指定候補者：社会福祉法人創生会

オ 横浜市鶴ヶ峰地域ケアプラザ

指定候補者：社会福祉法人横浜市福祉サービス協会



カ 横浜市今宿地域ケアプラザ  
指定候補者：社会福祉法人漆原清和会

キ 横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ  
指定候補者：社会福祉法人アドベンチスト福祉会

(3) 講評

応募団体について選定委員の評価が高かった項目は次のとおり。

ア 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

- ・「運営ビジョン：地域における地域ケアプラザの役割」
- ・「事業：全事業共通」 等

イ 社会福祉法人幸済会

- ・「運営ビジョン：地域における地域ケアプラザの役割」
- ・「団体の状況：財務状況」 等

ウ 社会福祉法人秀峰会

- ・「運営ビジョン：地域における地域ケアプラザの役割」
- ・「事業：生活支援体制整備事業」 等

エ 社会福祉法人創生会

- ・「施設の管理運営：災害・防災に関する取組」
- ・「事業：生活支援体制整備事業」 等

オ 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

- ・「運営ビジョン：担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組」
- ・「団体の状況：団体の理念、基本方針及び事業実績等」 等

カ 社会福祉法人漆原清和会

- ・「運営ビジョン：合築施設との連携について」
- ・「事業：地域ケアプラザ運営事業」

キ 社会福祉法人アドベンチスト福祉会

- ・「運営ビジョン：担当地域における関係団体等との連携について」
- ・「団体の状況：団体の理念、基本方針及び事業実績等」 等

(4) その他

上記の選定結果を区長に報告する。

以上

**【別紙：書面審査に係るスケジュール】**

項目	期日
選定委員への応募団体から提出されたプレゼンテーション資料の送付	送付準備が整い次第、随時
選定委員からの第一次質問・意見の〆切	令和2年5月15日(金)12:00
選定委員からの第一次質問・意見の応募団体への連絡(質問への回答依頼)	令和2年5月15日(金)
第一次質問への応募団体の回答〆切	令和2年5月19日(火)15:00
第一次質問への応募団体の回答内容の選定委員への連絡	令和2年5月20日(水)
選定委員からの第二次質問・意見の〆切	令和2年5月22日(金)12:00
選定委員からの第二次質問・意見の応募団体への連絡(質問への回答依頼)	令和2年5月22日(金)
第二次質問への応募団体の回答〆切	令和2年5月26日(火)15:00
第二次質問への応募団体の回答内容の選定委員への連絡	令和2年5月27日(水)
応募団体との質疑応答・他の委員の意見を受けて、各選定委員が最終評価結果を確定	令和2年5月28日(木)～6月3日(水)
最終評価結果を集計したうえで応募団体の審査結果を確定・指定候補者及び次点候補者の選定	令和2年6月3日(水)